

令和 5 年度（2023年度） 子育て看護職員等就業定着支援事業に係る補助金所要額調査実施要領

1 調査の目的等

この調査は、北海道が令和 5 年度（2023年度）の子育て看護職員等就業定着支援事業の所要額を把握するために実施するものであり、補助対象施設として内定する際の基礎資料となりますので記入要領等に基づき、誤りのないよう正確に記入願います。

なお、調査票提出後、当該保育施設の廃止又は保育士等数、児童数に変更があり、補助要件を欠く事由が生じた場合は、速やかに保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係に連絡願います。

2 調査対象施設

病院等において職員等の委託を受けて運営している保育施設で、別添「令和 5 年度（2022年度）子育て看護職員等就業定着支援事業の概要」の「2 補助対象者」及び「4 補助対象施設」の要件に該当すること。

3 事業の概要

別添「令和 5 年度（2023年度） 子育て看護職員等就業定着支援事業の概要（予定）」を参照。

4 留意事項

- (1) 各調査票の記載に当たっては、各様式の注意書き及び「各調査様式記入要領」を参考に記入すること。
- (2) 病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数及び対象種別は、提出された決算状況等から道において算定するため、正確に記載すること。
- (3) 定員枠等やむを得ない事情により運営を関係団体に委託している場合は、次の条件を満たしている場合に限り、「委託料」（保育士等の人件費相当分のみ）を補助対象経費としているので注意すること。
 - ア 委託契約が締結され、契約書が作成されていること。
 - イ 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。
 - ウ 委託者が病院内保育施設運営の管理責任者であること。
 - エ 原則として病院内保育施設の運営に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。
なお、契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。
また、決算書等については、委託費の内容が事業ごとに明示されていること。
 - オ 受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。
- (4) 保育料、保育時間は、病院内保育所運営規則、要綱等に明記されていること。
- (5) 補助対象種別（A、B型等）は、別紙「補助対象種別を判定する際の考え方」によること。
- (6) 保育施設に対する補助は、本制度の他に「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（北海道厚生局による助成）」等が設けられているが、これらの給付・助成と重複申請とならないよう留意すること。
- (7) 様式 1-1 に添付する決算書は、企業会計規則、地方公営企業法、病院会計準則、社会福祉法人の会計基準、学校法人会計準則、公益法人会計基準等法令及び所管官庁によって指示されている会計基準に基づいて作成したものとする。

なお、今年度は令和3年度（2021年度）の決算書を添付することになるが、決算期間は各病院の令和 3 年（2021年）の決算期によるものとする。

5 提出書類

- (1) 様式1-1：病院内保育施設設置病院の決算状況等調査票
【添付書類】令和3年度（2021年度）病院内保育施設設置病院の決算書（任意様式）
- (2) 様式1-2：病院内保育施設の運営状況調査票
- (3) 様式1-3：病院内保育施設の運営収支状況調査票
- (4) 様式1-4：病院内保育所運営事業計画書

6 調査票の提出先

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係にメールにより提出すること。

E-mail：kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp

※「@」は、全角になっているので、アドレスをコピーして使用する場合は、半角に修正の上、使用してください。

7 その他

令和5年度（2023年度）補助金に係る交付事務については、次のスケジュールを予定しています。
(変更となる場合がありますのでご承知願います。)

令和5年度（2023年度）	令和5年11月上旬	交付要綱制定・告示
	11月中旬	補助対象事業者あて補助金交付申請通知
令和6年	1月中旬	<u>交付申請書を道へ提出</u>
	2月下旬	交付決定
	(3月31日)	事業完了
	4月10日	<u>実績報告書を道へ提出</u>
	5月中旬	補助金の額の確定
	下旬	補助金の交付

8 調査に係る照会先・提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係 担当：清水

T E L：011-231-4111（内線25-360）

F A X：011-232-4108